2

令和元年第２回

多治見市議会臨時会
議　案　説　明　資　料

令和元年５月８日

目 次

報第６号　専決処分の報告について ---------- １
報第７号　専決処分の報告について ---------- １
承第２号　専決処分の承認を求めるについて ---------- １
承第３号　専決処分の承認を求めるについて ---------- ２
議第72号　多治見市税条例の一部を改正するについて ---------- ２
議第73号　多治見市固定資産評価員の選任について ---------- ３

報第６号　専決処分の報告について〔権利の放棄について〕

権利の放棄（平成31年３月29日専決処分）　放棄する金額　307,760円（２人）

※市営住宅家賃の未収金に係る各年度20万円未満、かつ、各年度合計60万円以下の債権の放棄

報第７号　専決処分の報告について〔権利の放棄について〕

権利の放棄（平成31年３月31日専決処分）　放棄する金額　1,594,651円(62人)

※水道料金の未収金に係る各年度20万円未満、かつ、各年度合計60万円以下の債権の放棄

承第２号　専決処分の承認を求めるについて

多治見市税条例等の一部を改正するについて

１　改正趣旨

地方税法の一部改正（平成31年法律第２号。平成31年４月１日施行）に伴い、所要の改正を行った（平成31年３月29日専決処分)。

２　主な改正内容

（１）　多治見市税条例の一部改正（第１条）

ア　個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するとともに、住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件を廃止する（附則第６条の３の２関係)。

イ　固定資産税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う項ずれについて改正（附則第９条の２関係）

ウ　高規格堤防の整備に伴う代替家屋に係る固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する（附則第９条の３関係)。

エ　軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）について、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課の規定を削除する（附則第15条関係)。

（２）　多治見市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第30号）の一部改正（第２条）

軽自動車税の環境性能割及び種別割の規定を整備する（附則第14条の６及び附則第15条関係)。

（３）　多治見市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第19号）の一部改正（第３条）

市民税に係る申告書等について、電子情報処理組織による提出を義務付けられた資本金１億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕（ゆうじょ）措置について規定する（第55条関係)。

３　施行日

平成31年４月１日

承第３号　専決処分の承認を求めるについて

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

地方税法の一部改正（平成31年法律第２号。平成31年４月１日施行）に伴い、所要の改正を行った（平成31年３月29日専決処分）。

２　主な改正内容

都市計画税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う項ずれ等について改正（附則第２項、第３項及び第15項関係）

３　施行日

平成31年４月１日

議第72号　多治見市税条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

地方税法の一部改正（平成31年法律第２号）に伴い、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

（１）　多治見市税条例の一部改正（第１条）

ふるさと納税制度の見直しに伴い、所要の改正を行う（第38条並びに附則第６条の４、第８条及び第８条の２関係）。

（２）　多治見市税条例の一部改正（第２条）

ア　市民税の申告書記載事項の簡素化に伴い、所要の改正を行う（第41条の２関係）。

イ　給与所得者等が単身児童扶養者（※）に該当する場合、その旨を扶養親族等申告書に記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う（第41条の３の２及び第41条の３の３関係）。

※単身児童扶養者　児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。

ウ　一定の自家用の三輪以上の軽自動車について、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を非課税とすることとする（附則第14条の２関係）。

エ　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定を整備する（附則第14条の２の２関係）。

オ　自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する軽自動車税の環境性能割の税率について、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、２％を１％とする（附則第14条の６関係）。

カ　軽自動車税の種別割の税率の特例（グリーン化特例）について、重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課の規定を新設する（附則第15条関係）。

キ　軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を新設する（附則第15条の２関係）。

（３）　多治見市税条例の一部改正（第３条）

ア　単身児童扶養者を市民税の非課税措置対象に追加する（第27条関係）。

イ　軽自動車税の種別割の税率の特例（グリーン化特例）について、平成34年度分及び

平成35年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限った上で新設する（附則第15条関係）。

３　施行日

（１）　平成31年６月１日

（２）ア・イ　平成32年１月１日

（２）ウ～キ　平成31年10月１日

（３）ア　平成33年１月１日

（３）イ　平成33年４月１日

議第73号　多治見市固定資産評価員の選任について

平成 31 年４月１日付けの人事異動により、伊藤　徳朗前税務課長から辞任申出があったため、新たに柚木﨑　宏税務課長を固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求める。